○文部科学省告示第五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十九条第一項の規定に基づき、次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

令和八年一月十五日

文部科学大臣臨時代理
国務大臣　黄川田仁志

名称	関係告示	所在地
男木島灯台	令和三年文部科学省告示第百七十五号	香川県高松市男木町字洲鼻一〇六二―一
男木島灯台旧退息所	令和三年文部科学省告示第百七十五号	香川県高松市男木町字洲鼻一〇六二―三
男木島灯台旧倉庫	令和三年文部科学省告示第百七十五号	香川県高松市男木町字洲鼻一〇六二―三
男木島灯台表門及び塀	令和三年文部科学省告示第百七十五号	香川県高松市男木町字洲鼻一〇六二―一他
男木島灯台石垣	令和三年文部科学省告示第百七十五号	香川県高松市男木町字洲鼻一〇六二―一
豊後水道海事博物館（旧水ノ子島灯台吏員退息所）	平成十年文部省告示第百七号	大分県佐伯市鶴見大字梶寄浦字下梶寄五三七―一
渡り鳥館（旧水ノ子島灯台吏員退息所物置所）	平成十年文部省告示第百七号	大分県佐伯市鶴見大字梶寄浦字下梶寄五三七―一
豊後水道海事博物館塀（旧水ノ子島灯台吏員退息所塀）	平成十年文部省告示第百七号	大分県佐伯市鶴見大字梶寄浦字下梶寄五三七―一

○厚生労働省告示第七号

国民生活基礎調査規則（昭和六十一年厚生省令第三十九号）第四条第一項、第五条、第六条第二項、第八条第二項、第十条第三項ただし書及び第十一条第五項の規定に基づき、令和八年における国民生活基礎調査の調査の期日等を次のように定める。

令和八年一月十五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

一　調査の期日

1　世帯票に係る調査にあっては、令和八年六月四日とする。

2　所得票に係る調査にあっては、令和八年七月九日とする。

二　調査客体

層化無作為抽出の方法により抽出した地区内に住居を有する世帯のうちから、調査世帯名簿（国民生活基礎調査規則第八条第二項に規定する調査世帯名簿をいう。四において同じ。）を作成し調査世帯を把握する方法であって、厚生労働省政策統括官が定めるものによるものとする。

三　調査票

1　世帯票は、別記様式一によるものとする。

2　所得票は、別記様式二によるものとする。

四　調査世帯名簿

調査世帯名簿は、世帯主の氏名その他の事項を記載するものであって、厚生労働省政策統括官が定めるものによるものとする。

五　調査票等の提出期限

1　一の1に規定する調査にあっては、令和八年七月十七日とする。

2　一の2に規定する調査にあっては、令和八年八月十二日とする。